

地域防災協定の手引き

～地域の一時避難場所確保のために～

令和 6 年 7 月

姫路市

はじめに

近年では、気候変動の影響により、自然災害の頻発・激甚化が顕著になっており、平成 30 年 7 月の西日本豪雨のように、今まで大きな災害が発生していなかった地域でも、甚大な被害が発生し、行政機関における防災対策の見直しや地域での安全確保が今まで以上に重要となっています。

地域での安全確保に関して、姫路市としましては、姫路市地域防災計画に定める「指定避難所」「指定緊急避難場所」等の選定・指定を進めておりますが、地域によっては、一帯が浸水想定区域に含まれるといった特性を有しており、公共施設のみでは地域の実情にあった避難場所を確保することは困難です。そこで地域特性を熟知した自治会あるいは自主防災組織等においても、一時避難場所を選定し、自らの地域の方々が避難しやすい環境を整えることが大切です。

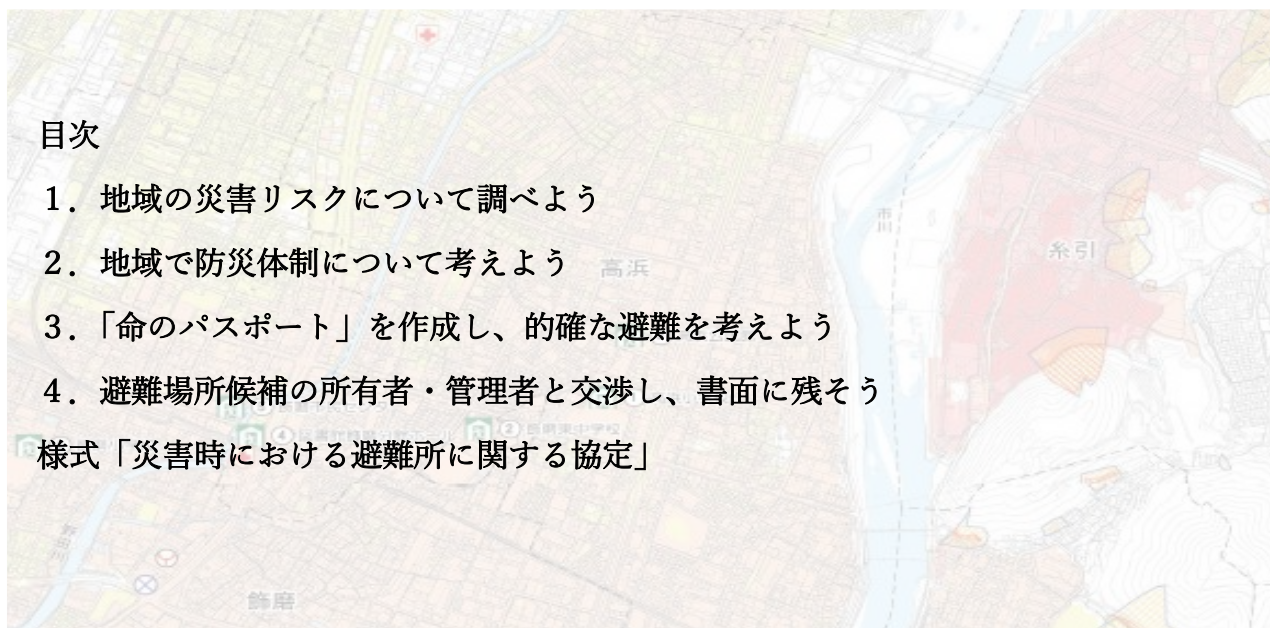
特に緊急時は、指定緊急避難場所やそこまでの経路が万全とは限らないため、地域の実情に合致した一時避難場所を地域で考え、確保する手段の一つとして、民間同士の一時避難場所における防災協力・協定（覚書）を検討していただければ幸いです。

このマニュアルが地域住民と民間事業者等との災害時における協力体制確立の第一歩となればと思います。

目次

1. 地域の災害リスクについて調べよう
2. 地域で防災体制について考えよう
3. 「命のパスポート」を作成し、的確な避難を考えよう
4. 避難場所候補の所有者・管理者と交渉し、書面に残そう

様式「災害時における避難所に関する協定」



1. 地域の災害リスクについて調べよう

お住まいの地域の災害リスクを確認します。

- ・洪水の危険はあるのか。
- ・土砂災害の危険はあるのか。
- ・高潮の危険はあるのか。
- ・津波の危険はあるのか。
- ・内水氾濫の危険はあるのか。
- ・近くの指定緊急避難場所はどこにあるのか。

上記の情報は、姫路市が発行している「ハザードマップ」や姫路市のホームページ「姫路市 Web マップ」で確認できます。

(洪水・土砂災害) <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000015172.html>

(高潮) <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014098.html#index-1-5>

(津波) [姫路市 Web マップ - 地図 - \(sonicweb-asp.jp\)](http://sonicweb-asp.jp)

(内水) <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000023716.html>

このような情報は行政機関で提供できますが、地域を熟知しなければわからないことも多いのが現状です。特に「人」の情報等、近所にどのような人が住んでいて、通常時、非常時にどの様にかかわっていけばよいのか等を日頃から考えておくことが必要です。

また、危機意識をもって、近所を見渡してみると、普段見逃している危険に気づくかもしれません。

過去の浸水被害箇所や日頃から危険と感じている箇所等を地域のみなさんで話し合い、指定緊急避難場所までの経路を考え、状況別にそれに要する時間を考えてみると、「洪水の時はこの辺に避難場所が必要だ」などの意見が出てくると思います。

そうなれば、避難場所等が必要になりますので、できる限り確保を考えていかなければなりません。

該当する場所・施設がない場合も考えられますが、地震等の突発的な事象を除けば、防災情報や気象情報などで、事前に情報を得ることができるため、災害に応じて地域で避難計画を考えておきましょう。

2. 地域で防災体制について考えよう

大規模災害時では、行政機関からの「公助」には限界があります。そこで重要になるのが「共助」です。「共助」の力を向上させるためには普段からの地域の取り組みが大切です。

姫路市では、全ての自治会で自主防災組織を結成されております。

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と、地域コミュニティの連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う住民組織のことです。そして、地域で行う防災訓練は、自主防災組織における活動の中心となるものです。姫路市では自主防災組織が平時から活動するための手引書として「自主防災組織の災害対応手引き」、「姫路市版携帯・災害避難カード『命のパスポート』」及び「姫路市避難所運営のポイント」を作成しています。これらの冊子等を是非ご活用いただき、地域の特性に応じた訓練を実施しましょう。

地域のコミュニティで定期的に訓練を実施することで、日頃から顔の見える関係性を築き、有事の際には特に大きな力となります。

また、姫路市では「姫路市地域防災貢献事業所登録制度」を設けています。地域防災の貢献に意欲のある事業所が登録していますので、自分たちの地域にある登録事業所を確認してみましょう。

(自主防災組織の災害対応手引き)

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004383.html>

(姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」)

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008691.html>

(姫路市避難所運営のポイント)

https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000009/9136/09hinanjyouuneino_pointo.pdf

(姫路市地域防災貢献事業所登録制度の登録事業所一覧)

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004176.html>

3. 「命のパスポート」を作成し、的確な避難を考えよう

避難のタイミングや避難場所について事前に考えておくことは、災害時に適切な行動を行う上で非常に重要です。

避難情報は行政機関である姫路市が発令します。しかし発令する地域においても、様々な場所があり、河川増水時にあっても、河川の近くに住んでいる方と高台に住んでいる方とでは、リスクが異なってきます。また身軽に動ける方と何らかの支援を必要とする方でも避難行動が異なってきます。

したがって、どのタイミングで避難行動を開始するのか、避難場所に行くのではなく状況によっては自宅の2階、近所の高台等に避難する方が効果的な場合も考えられます。

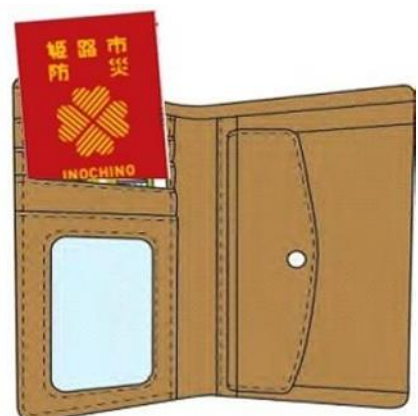
姫路市では、姫路市版「携帯・災害避難カード」として「命のパスポート」の活用を促進しています。

「命のパスポート」とは、事前に災害が起こった際の避難行動を決めておき、カード状にして携帯しておくものです。

自主防災訓練などの際に、近所の人と一緒に「命のパスポート」を作成することで、災害時における避難のタイミングや避難場所を知ってもらい、災害時において協力して避難する体制が築けると思います。

「命のパスポート」の作成については、姫路市のホームページで確認できます。

（「命のパスポート」の作り方） <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008691.html>



4. 避難場所候補の所有者・管理者と交渉し、書面に残そう

施設の所有者・管理者の方と「緊急時の協力」について話をしてみましょう。施設の所有者・管理者の方も地域の一員ですので、対等な立場でお話を進めてください。

しかし、施設の所有者・管理者の方は「責任者」でもあり、リスクやセキュリティ、休日・夜間の問題もあるので、良い答えを得ることができない可能性もあります。

ただ、緊急避難が頻繁にあるわけではありませので、根気強く話しあいを続けていくしかありません。また、姫路市が間に入ることも可能ですので、ご相談ください。

【地域防災協定相談先】

姫路市政策局危機管理室

電話：079-223-9596

協力の話がまとまれば、紳士協定的に書面等を残さないことも考えられますが、責任者等が交代しても風化しないように、また自治会の人にもわかりやすくするために、できる限り書面（協定書・覚書）で残していくようにしましょう。

すでに協力体制ができている地域も、今一度体制を見直し、書面を残していくようにしてください。

書面につきましては、【様式】を参考にしてください。その写しを姫路市（危機管理室）に提出していただければ、「公助」の部分で、その情報を活かすことができます。

書面だけでなく、住民への周知も必要です。防災訓練時にみなさんで確認する、地域防災マップに避難場所・内容を記載する等、工夫してみてください。

【用語解説】

・一時避難場所

災害時に危険を一時的に回避する場所または集団を形成する場所で、自治会、自主防災会が選定し、運営する施設等

・指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合に、災害の危険から緊急的に逃れるための場所または施設で、洪水、津波、土砂災害、地震、高潮等の災害の種別ごとに市が指定する避難場所

・指定避難所

一定期間滞在する場として、学校や公民館等の公共施設等で、市が指定する避難所

【様式】

災害時における一時避難場所に関する協定書

地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の避難所等について、〇〇（以下「甲」という。）と〇〇自治会（以下「乙」という。）は、甲の所有し管理する施設に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるための甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいうものとする。

（対象施設）

第3条 対象とする施設は、〇〇（姫路市〇〇）とする。

2 施設の安全な使用のため、前項の施設内で避難場所として使用する範囲及び収容人員は、災害発生時の状況に応じ、甲乙協議の上決定する。

3 乙は、前項により決定された範囲及び収容人員を遵守し、適切な使用を心がけるものとする。

（事前連絡）

第4条 乙は、地域住民の受け入れについて、甲に対し予め連絡するものとする。ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が避難してきた場合においては、この限りでない。

（避難場所の開設）

第5条 前条本文の連絡を受けた甲は、直ちに一時避難場所として使用する第3条第1項の施設（以下「使用施設」という。）について受け入れ準備を行い、避難してきた地域住民の受け入れを行うものとする。

2 前条ただし書の場合において、甲は、甲の職員等がいるときは、直ちに避難してきた地域住民を受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。

（避難場所の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、甲、乙及び避難した地域住民の三者が協働で行うものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとする。

3 使用施設の使用期間は、7日間以内とする。ただし、特に必要があると認める場合には、甲乙協議の上、最大7日間の延長ができるものとする。

（経費の負担）

第7条 避難場所の提供に係る費用は無償とする。

- 2 乙は、避難場所の運営に関して、やむを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には、乙はその対価を負担するものとする。
- 3 乙は、避難した地域住民が甲の施設及び設備等を破損又は汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る費用を負担しなければならない。
- 4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第8条 乙は、使用施設について避難場所としての使用が終了する際は、甲に報告するとともに当該施設を原状に復すものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、第5条に定める地域住民の受け入れを行うにあたって地域住民の個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、当該個人情報の適切な取扱いに努めなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては〇〇、乙においては〇〇自治会会長とする。甲乙は、連絡責任者に変更があった場合、直ちに相手方に新たな連絡責任者を通知する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとし、有効期間満了日1ヵ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙は、本書を印刷して記名押印をする方法、または、本書を電磁的に作成して記名押印に代わる電磁的处理を施す方法のいずれかを選択し履行する。

令和〇年（202〇年）〇月〇日

甲 姫路市〇〇
〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 姫路市
〇〇自治会
会 長 〇〇 〇〇